

相続連載シリーズ

61

弁護士 市場 輝

自筆証書遺言Q&A

今回から相続連載シリーズの内容をリニューアルし、身近な相続問題についてお届けしていきたくと思いますので、よろしくお願いいたします。今回は自筆証書遺言作成のご相談をQ&A形式でお届けいたします。

Q 私が亡くなった後、子どもたちが遺産をめぐる争うことがないようにするためにはどうしたらいいですか？

A 遺言書を作成することが紛争予防には重要です。お子さんたちも遺産をめぐる争いたくないという気持ちがあると思いますが、お子さんたちから親御さんに遺言書を書いてほしいということはなかなか言いづらい現状もありますので、親御さんの方から遺言書を作成していくことが望ましいかもしれません。

Q 遺言書にもいくつかあると思いますが、自分で作成できる自筆証書遺言というものを考えています。どのような方法で作成すればいいですか？

A 自筆証書遺言は、遺言者が遺言書の全文、日付、氏名を自書して印を押して作成しなければなりません。つまり、遺言書の記載事項全てを遺言者が自ら手書きする必要があります。

Q 遺言書の一部に少しだけワープロ字があったり、他の人に代筆してもらった場合はどうなりますか？

A その場合の自筆証書遺言は法律の定める方式に従っていないとして無効となります。

Q 遺産が預貯金、株式などが多くあって、相続財産目録の記載する内容も全て手書きですか？

A 自筆証書遺言と一体のものとして添付する相続財産目録は自書する必要はありません。もっとも、その目録一枚ごとに署名押印しな

ければなりません。目録が両面の場合はその両面に署名押印しなければなりません。

Q 一度作成した自筆証書遺言や添付した相続財産目録の内容を変更したいときはどうしたらいいですか？

A 遺言者が変更場所を指示して、変更した旨を付記して署名し、変更場所に押印しなければなりません。

Q その他に自筆証書遺言の作成で気をつけることはありますか？

A 日付の記載について、手紙や書面などでは縁起がいいという意味で「吉日」とか書くことはありますが、自筆証書遺言では「吉日」という曖昧な記載はダメです。また、印鑑について制限はないですけど、大切な書面でするので、実印が望ましいでしょう。

Q 問題なく自筆証書遺言を作成できたとしてもその後の保管が心配です。どうしたらいいでしょうか？

A 遺言書の紛失、隠匿、変造のおそれを防ぐために、自筆証書遺言書保管制度という制度があります。遺言者は遺言書保管所に出向いて保管申請をします。保管申請後に遺言者は遺言書の閲覧や保管申請の撤回などができます。

保管制度を利用すると、裁判所での自筆証書遺言の検認手続が不要になるというメリットもありますので、自筆証書遺言の作成の際には保管制度の利用を検討してみてください。

◆プロフィール

弁護士 市場 輝(いちば あきら)／
とくけん
法律事務所 徳賢



平成19年に九州大学法科大学院に入学、平成24年に司法試験に合格、1年の司法修習を経て、平成25年より徳永賢一法律事務所にて執務を開始いたしました。平成28年8月より徳永賢一法律事務所は、事務所名を「法律事務所徳賢」に変更し、平成30年8月には事務所移転しました。平成から令和へと続く時代のニーズに応えられるように頑張っておりますので、相続連載シリーズもどうぞよろしくお願い申し上げます。